

資料Ⅰ

修正か所一覧

ページ 番号	本文(変更後) 新	ページ 番号	本文(変更前) 旧
2	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと <u>確保方策</u>	2	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと <u>確保策</u>
3	(以下「 <u>ニーズ調査</u> 」と <u>い</u> います。)	3	(以下、「 <u>ニーズ調査</u> 」と <u>い</u> う。)
3	(以下「 <u>実態調査</u> 」と <u>い</u> います。)	3	(以下、「 <u>実態調査</u> 」と <u>い</u> う。)
9	グラフ(出生数の推移、合計特殊出生率の推移)	9	グラフ(出生数の推移、合計特殊出生率の推移)
11	(以下「 <u>保育施設</u> 」と <u>い</u> います。)	11	(以下、 <u>保育施設</u> と <u>い</u> う。)
11	(以下「 <u>認定こども園等</u> 」と <u>い</u> います。)	11	(以下、 <u>認定こども園等</u> と <u>い</u> う。)
15	<u>調査期間</u>	15	<u>調査機関</u>
18	けが	18	怪我
19	市の子育ての <u>し</u> やすさ【就学前調査】	19	市の子育てしやすさ【就学前調査】
23	16歳から18歳 <u>ま</u> での	23	16歳から18歳 <u>の</u>
23	郵送での <u>配付</u>	23	郵送での <u>配布</u>
23	下記の <u>と</u> おり	23	下記の <u>通</u> り
24、27、28、30、31	<u>小学5年生</u>	24、27、28、30、31	<u>小学校5年生</u>

ページ 番号	本文(変更後) 新	ページ 番号	本文(変更前) 旧
34	環境 <u>づくり</u>	34	環境 <u>作り</u>
35	困難を抱える <u>とき</u>	35	困難を抱える <u>時</u>
35	切れ目 <u>ない</u>	36	切れ目 <u>無い</u>
40	推察 <u>されます</u> 。	41	推察 <u>される</u> 。
41	(令和7年度～令和11年度)	42	(令和7年度 <u>から</u> 令和11年度)
41	(以下「提供区域」といいます。)	42	(以下、「提供区域」という。)
47	こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育 <u>施設</u> や～	48	こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育 <u>資質</u> や～
47	子育てに関する様々な相談に対応し、 <u>妊娠期から子 育て期にわたる切れ目のない相談支援を実施してい ます</u> 。	48	子育てに関する様々な相談に対応し、 <u>必要に応じてケ アプランの作成を行います</u> 。
47	令和7年度以降は、 <u>児童福祉と母子保健の一体的な 相談支援等を行う「こども家庭センター」を設置し、子 育て世代包括支援センターの業務を引き継ぎます</u> 。	48	令和7年度以降は、 <u>こども家庭センター</u> を設置し、 <u>子育 て世帯包括支援センター</u> の業務を引き継ぎます。
47	○こども家庭センターにおいて、 <u>妊娠期</u> から子育て期 にわたる切れ目のない支援体制の強化に努めます。	48	○こども家庭センターにおいて、 <u>妊娠初期</u> から子育て 期にわたる切れ目のない支援体制の強化に努めます。
48	妊婦 <u>健康診査</u> 事業	49	妊婦 <u>健診</u> 事業
48	現行 <u>どおり</u>	49	現行 <u>通り</u>

ページ 番号	本文(変更後) 新	ページ 番号	本文(変更前) 旧
49	生後4か月までの乳児の <u>いる全ての</u> 家庭を訪問し、 <u>様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報</u> <u>提供を行うとともに、母子の健康状態や養育環境を把</u> <u>握して保健指導や社会資源の紹介など必要な支援</u> <u>につなぐ事業</u> です。	50	生後4か月までの乳児が <u>いるすべての</u> 家庭を訪問し、 <u>乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把</u> <u>握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支</u> <u>援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結び</u> <u>つける事業</u> です。
49	産後ケア事業	50	産後ケア
49	なお、当事業を利用できる対象範囲は、令和5年度ま では「心身の不調があり、身近に支援者がいない産 婦」に限定していましたが、令和6年度から全ての産 婦が対象となっています。	50	(追記)
49	(削除)	50	※令和5年度までは対象が「心身の不調があり、身近 に支援者がいない産婦」のため、上表の数値は参考 値
50	支援を <u>行います</u> 。	51	支援を <u>行っています</u> 。
51	小学6年生	52	小学校6年生
53	病気や病気回復期の <u>こどもについて</u> 、保護者が <u>就労</u> 等の <u>理由で保育できない</u> 際に、	54	病気や病気回復期の <u>児童で</u> 、保護者の <u>就労等の理由</u> <u>で、保護者が保育できない</u> 際に、
55	15人 <u>です</u> 。	56	15人 <u>となっています</u> 。

ページ 番号	本文(変更後) 新	ページ 番号	本文(変更前) 旧
56、57	少年の主張大会の開催 市内の中学生が～	57、58	少年の主張大会の開催 市内の中学生(各代表2人)が～
59	<u>旧陸上競技場跡地</u>	60	陸上競技場跡地
59	自由に遊ぶことが <u>できる</u>	60	自由に遊ぶことが <u>出来る</u>
62、76	令和5年度の教育指導専門員の配置人数は <u>10人</u> です。	63、77	令和5年度の教育指導専門員の配置人数は <u>4人</u> です。
63	あるいはしたくともできないケースが多くなっ <u>ています</u> 。	64	あるいはしたくともできないケースが多くなっ <u>ております</u> 。
63	支援する周りの大人との信頼関係を構築していく <u>過程</u> がこどもの社会性や人間性の伸長につながるという視点で関わるのが重要です。	64	支援する周りの大人との信頼関係を構築していく <u>課程</u> がこどもの社会性や人間性の伸長につながるという視点で関わるのが重要です。
68	また、新しい庁舎の建設にあたっては、 <u>地域子育て支援拠点としての機能や、乳幼児健康診査、乳幼児健康相談、こどもの発達に関する相談など母子保健事業を実施するほか、こどもがのびのびと遊べる場所として利用できる子育て支援エリアを整備します。</u>	69	また、新しい庁舎の建設にあたっては、 <u>子育て支援エリアを設け、こどもがのびのびと遊んだり、地域子育て支援拠点としての機能を備えるほか、定期健診の実施や、こどもの発達に関する相談を安心してできる場所として整備します。</u>
69、75	新庁舎において子育て支援エリアを設けることから、 <u>令和8年10月</u> より、～	70、76	新庁舎において子育て支援エリアを設けることから、 <u>令和8年度10月</u> より、～

ページ 番号	本文(変更後) 新	ページ 番号	本文(変更前) 旧
69	各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう関係機関・民間施設等の協力を得て、市公式ウェブサイト、 <u>子育てアプリのぼのぼ</u> や市公式LINE、～	70	各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう関係機関・民間施設等の協力を得て、市公式ウェブサイト、 <u>子育てアプリ</u> や市公式LINE、～
69	※「子育て相談の実施」担当グループ こども育成グループ 健康推進グループ	70	※「子育て相談の実施」担当グループ こども育成グループ
71	令和6年度は民間保育施設及び <u>公立保育所</u> において実施しています。	72	令和6年度は民間保育施設及び <u>直営保育所</u> において実施しています。
72	本市では、こども達の学力向上を図るため、一人ひとりに応じた <u>きめ細かい指導</u> 、外部人材の活用、体験学習などを進めています。	73	本市では、こども達の学力向上を図るため、一人ひとりに応じた <u>きめの細かい指導</u> 、外部人材の活用、体験学習などを進めています。
72	また、各小学校に学習指導員を派遣し、放課後に「鬼っ子算数教室」を開催するとともに、 <u>デジタル教科書やAIドリルを、授業をはじめ家庭学習でも活用することにより、一人ひとりの理解度に応じた学習内容の定着を図ります。</u>	73	また、各小学校に学習指導員を派遣し、放課後に「鬼っ子算数教室」を開催するとともに、 <u>令和5年度からは小学4～6年生を対象にオンライン演習教材を導入し、従前より各学校で実施していた朝学習や家庭学習で活用することで、基礎的な学習内容の定着を図ります。</u>
73	地域のスポーツ活動促進のため、市内の <u>小中学校</u> の体育館を利用団体の自主管理体制のもとで開放しています。	74	地域のスポーツ活動促進のため、市内の <u>小中学校等</u> の体育館を利用団体の自主管理体制のもとで開放しています。

ページ 番号	本文(変更後) 新	ページ 番号	本文(変更前) 旧
73	スポーツ・ <u>文化振興事業</u> の推進	74	スポーツ振興事業の推進
73	小中学生を <u>対象としたコンサート</u> や <u>広く市民を対象としたスポーツ教室やスポーツ大会、文化芸術鑑賞事業を開催し、市内に居住する児童生徒又は市内の学校等に通う児童生徒がスポーツ・文化活動で全道や全国、国際大会に参加する場合に要する経費の一部を助成している一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団のスポーツ及び文化事業を支援し、スポーツと文化の振興を図ります。</u>	74	小中学生を <u>含む市民を対象としたスポーツ教室やスポーツ大会の開催、市内に居住する児童及び生徒又は市内の学校等に通う児童及び生徒がスポーツ活動で全道や全国、国際大会に参加する場合に要する経費の一部を助成している一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団のスポーツ事業を支援し、スポーツ振興を図ります。</u>
74	<u>郷土資料館での各種体験学習の実施</u>	75	<u>文化伝承館体験学習の実施</u>
74	伝統文化や地域文化への関心を高める学習活動の場として、こどもが参加することができる <u>体験やイベントを開催</u> しています。こどもたちが様々な体験学習を通して、楽しみながら学ぶことができるよう、今後も魅力的な <u>事業を企画</u> します。	75	伝統文化や地域文化への関心を高める学習活動の場として、こどもが参加することができる <u>体験を提供</u> しています。こどもたちが <u>伝統的な生活文化や食文化、昔の遊び等</u> 様々な体験学習を通して、楽しみながら学ぶことができるよう、今後も魅力的な <u>体験学習を実施</u> します。 <u>令和5年度の事業開催数は15回です。</u>
75	けん玉 <u>や</u> お手玉 <u>、</u> めんこなど	76	けん玉 <u>、</u> お手玉 <u>や</u> めんこなど
77	参加者数は28人です。	78	参加者は28人です。

ページ 番号	本文(変更後) 新	ページ 番号	本文(変更前) 旧
79	○幼児教育・ <u>保育の無償化</u> などの負担軽減	80	○ 幼児教育・ <u>保育の無償化、修学支援</u> などの負担軽減
79	(前文削除) すべての <u>子育て家庭</u> が希望する人数のこどもを持ち、安心して育てられるよう、経済的な負担の軽減を図ります。	80	<u>幼児教育・保育にかかる費用負担が、希望する人数のこどもを持てない大きな理由の一つとなっていることが考えられます。そのため、すべての子育て世帯が希望する人数のこどもを持ち、安心して育てられるよう、経済的な負担の軽減を図ります。</u>
80	○ <u>子育て家庭</u> に対する医療費負担の軽減	81	○ <u>子育て世代</u> に対する医療費負担の軽減
80	子育て家庭の経済的な負担につながる医療費の軽減を図るため、子ども医療費助成 <u>事業</u> の対象者を18歳まで拡大するとともに、ひとり親家庭等医療費助成事業による経済的支援を行います。	81	子育て家庭の経済的な負担につながる医療費の軽減を図るため、子ども医療費助成対象者を18歳まで拡大するとともに、 <u>乳幼児等医療給付事業</u> やひとり親家庭等医療給付事業による経済的支援を行います。
80	※「子ども医療費の助成」 (一文削除)	81	※「子ども医療費の助成」 <u>令和5年度の月平均受給者数は3,387人です。</u>
80	※「未熟児養育医療の給付」 (一文削除)	81	※「未熟児養育医療の給付」 <u>令和5年度の未熟児養育医療年間給付件数は4件です。</u>

ページ 番号	本文(変更後) 新	ページ 番号	本文(変更前) 旧
81	<u>本市では、こども家庭センターを設置し、子育て世帯が地域で孤立することなく、誰もが安全・安心な子育てができるよう、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な相談支援体制の充実を図ります。</u>	82	<u>不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図ります。</u>
81	<u>特定不妊治療費(先進医療)等助成事業を継続し、経済的負担の軽減を図ります。</u> <u>相談体制としては、妊婦等包括相談支援事業や産後のメンタルヘルス対策の実施、産後ケア事業の充実を図ります。</u> <u>また、乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点に加え、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげるとともに、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健康診査等を推進します。</u>	82	<u>産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行います。</u> <u>本市では、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行う「こども家庭センター」を設置し、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。</u> <u>妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。</u> 乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点に加え、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげるとともに、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健康診査等を推進します。

ページ 番号	本文(変更後) 新	ページ 番号	本文(変更前) 旧
81	産後 <u>3か月</u> 以内の	82	産後 <u>3ヶ月</u> 以内の
82	特定不妊治療費(<u>先進医療</u>)等助成事業の実施	83	特定不妊治療費の <u>助成</u>
82	事業申請者数は4人です。	83	事業申請者は4人です。
82	<u>乳児家庭全戸訪問事業</u> の実施	83	<u>赤ちゃん訪問</u> の実施
82、89	育児不安等を <u>抱える</u> 保護者を支援します。	83、90	育児不安等を <u>抱えな</u> 保護者を支援します。
82	社会 <u>資源</u>	83	社会 <u>支援</u>
85	令和 <u>3(2021)年</u> では	86	令和 <u>3年(2021年)</u> では
85	各種の支援につなげて <u>いく</u> ことが重要であることから、すべての支援の出発点である「相談支援」を <u>充実させ</u> 、関係する機関が共通認識の下で、こどもの支援の視点に立ち、教育、生活の安定、保護者の就労及び経済的支援に取り組みます。	86	各種の支援につなげて <u>行く</u> ことが重要であることから、すべての支援の出発点である「相談支援」を <u>充実し</u> 、関係する機関が共通認識の下で、こどもの支援の視点に立ち、教育、生活の安定、保護者の就労及び経済的支援に取り組みます。
85	子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、当事者からの相談の内容に応じた <u>支援制度</u> の利用を促していきます。	86	子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、当事者からの相談の内容に応じた <u>支援</u> の利用を促していきます。
86	主な事業	87	★ <u>主な事業(再掲)</u>
86	教育訓練 <u>修了</u> 後、自立支援教育訓練給付金を支給します。	87	教育訓練 <u>終了</u> 後、自立支援教育訓練給付金を支給します。

ページ 番号	本文(変更後) 新	ページ 番号	本文(変更前) 旧
86	高等 <u>職業</u> 訓練促進給付事業の実施	87	高等 <u>技能</u> 訓練促進給付事業の実施
86	修 <u>業</u> 期間中の生活の安定のため、高等 <u>職業</u> 訓練促進給付金を支給します。	87	修 <u>業</u> の期間中の生活の安定のため、高等 <u>技能</u> 訓練促進給付金を支給します。
88	こども基本法に加え、障害者基本法の趣旨を踏まえ、 <u>障がい</u> のあるこども・若者～	89	こども基本法に加え、障害者基本法の趣旨を踏まえ、 <u>障害</u> のあるこども・若者～
88	<u>乳幼児健康診査</u> の充実や事後相談体制の充実を図るとともに、	89	<u>乳幼児健診</u> の充実や事後相談体制の充実を図るとともに、
89	※乳幼児健康診査の実施 <u>乳幼児健康診査</u> では、～	90	※乳幼児健康診査の実施 <u>乳幼児健診</u> では、～
90	※特別支援教育の充実 また、 <u>北海道教育委員会の特別支援教育パートナーティーチャー派遣事業</u> を活用し、個に応じた指導の充実に努めます。	91	※特別支援教育の充実 また、 <u>室蘭養護学校及び室蘭聾学校の特別支援学校コーディネーターや胆振教育局等と連携し、特別支援教育体制の整備を行います。</u>
92	<u>日胆</u> はまなす里親会	93	<u>胆振</u> はまなす里親会
92	<u>本市</u> の要保護児童対策の中で重要な役割を担っています。	93	<u>当市</u> の要保護児童対策の中で重要な役割を担っています。
92	市の要保護児童対策地域協議会の支援ケースとして いる児童 <u>及び</u> 世帯に対し	93	市の要保護児童対策地域協議会の支援ケースとして いる児童 <u>および</u> 世帯に対し
93	市公式ウェブサイトや <u>市広報紙</u>	94	市公式ウェブサイトや <u>広報紙</u>

ページ 番号	本文(変更後) 新	ページ 番号	本文(変更前) 旧
94	町内会等や各中学校区健全育成団体などと協議・連携を図り、関係団体の裾野を <u>広げ</u>	95	町内会や各中学校区健全育成団体などと協議・連携を図り、関係団体の裾野を <u>広め</u>
96	また、企業版ふるさと納税等を活用し、日本工学院北海道専門学校への支援を行うことで、本市における高等教育の教育環境等の充実に取り組みます。	97	また、「日本工学院北海道専門学校の支援を用途とした寄附」を受けた企業版ふるさと納税を原資とした補助金を交付することにより、本市における高等教育機関である工学院への支援を行い、若者に対する高等教育の機会確保に繋がります。
98	適当な相手にめぐり会えないことも影響しているものと考えられることから、出会いの機会・場の創出に <u>対し支援を行います。</u> また、結婚を希望する若い世代を経済的にバックアップするため、結婚に伴う新生活への支援を行います。	99	適当な相手にめぐり会えないことも影響しているものと考えられることから、出会いの機会・場の創出に <u>取り組みます。</u>
98	(削除)	99	○結婚に伴う新生活のスタートアップ支援の推進 結婚を希望する若い世代を経済的にバックアップするため、結婚に伴う新生活への支援を継続します。

ページ 番号	本文(変更後) 新	ページ 番号	本文(変更前) 旧
99	<u>男女共同参画社会を実現するためには、男女平等意識の市民への浸透や男女共同参画に関する理解と認識を深めるとともに、意識を変革していくことが重要です。男女共同参画意識の高揚を図るため市民団体等と連携し、講演会等の啓発活動や学習機会の充実に努め、男女共同参画の理念に関する理解と認識を深めるとともにワーク・ライフ・バランスの実現に向けて女性活躍推進法に基づく多様な視点から市公式ウェブサイトや市公式LINE、広報紙などあらゆる広報媒体を有効に活用して、わかりやすい広報、啓発を行います。</u>	100	<u>男女平等参画の実現は、社会の多様性と活力を高め、経済の持続的な発展及び男女間の実質的な機会の平等をもたらすことから、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて働き方改革を推進するとともに、男女平等参画の理念等に関する正しい理解が深まるよう、市公式ウェブサイトや市公式LINE、広報紙などあらゆる広報媒体を有効に活用して、わかりやすい広報、啓発を行います。</u>
102	教育委員会など多岐に <u>わた</u> っています。	102	教育委員会など多岐に <u>渡</u> っています。
103	時代に即した <u>適切な計画内容の見直し</u> を	103	時代に即した <u>適切な見直し</u> を